

《 新制度の目的 》

- 消費者・事業者にとって分かりやすく、かつ、消費生活相談員に必要な知識・技能等を十分に担保する新たな資格を創設し、法律に位置付け
- 消費生活相談を担う人材の確保と資質の向上を図る

消費生活相談員 : 都道府県及び消費生活センターを設置する市町村は必置
※消費生活センターのない市町村は努力義務
特定消費生活相談員 : 都道府県は必置

3資格保有者*

- ※改正法の施行時に
- ①消費生活専門相談員資格
 - ②消費生活アドバイザー資格
 - ③消費生活コンサルタント
- のいずれかを有する者。

資格なし

現行の
消費生活相談員
(資格なし)

(受験)

登録試験機関*
による試験を受験

合格

合格者と同等の知識
及び技術を有すると
認められる者

市町村の
消費生活
センター・窓口

必置(※)

消費生活相談員
(相談・あっせん業務)

※窓口は努力義務

都道府県の
消費生活
センター

必置

消費生活相談員
(相談・あっせん業務)

必置

特定消費生活
相談員*
[市町村に対する助言、
協力その他必要な援助]

※資格試験に合格し、一定の
実務経験年数(資格試験
合格前も算入)を有する者
の中から任用

※登録試験機関

法律に基づき内閣総理大臣の登録を受けた試験機関で、専門的な知識
経験等を有する者による試験問題の作成や内部管理体制、財務状況等
の諸要件を満たす必要がある。(消費者庁が監督)

- 試験科目や実施方法等の法定化に伴う公平性と水準の担保(質の確保)
- 消費生活相談を担う人材の裾野拡大(量の確保)